

荘内銀行 通帳レス口座 特約

1. 特約の適用範囲等

- (1) この特約は、「荘内銀行 通帳レス口座」(以下、「通帳レス口座」といいます。)に適用される事項を定めます。
- (2) この特約は、「総合口座取引規定」および「普通預金規定」の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとします。
- (3) この特約に定めがない事項に関しては「総合口座取引規定」、「普通預金規定」、「荘銀キャッシュカード規定」、「荘銀ダイレクト利用規定」など関連する規定(以下、総称して「関連規定」といいます。)により取扱います。
- (4) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは、「関連規定」に従います。

2. 通帳レス口座

- (1) 通帳レス口座は、通帳を発行しない個人のお客さま専用の普通預金口座をいいます。
- (2) 普通預金口座の開設にあたっては、当行所定の手続きにより通帳が発行されている普通預金口座(以下、「有通帳口座」といいます。)のほか、通帳レス口座を選択できるものとします。
- (3) 通帳レス口座のご利用にあたっては、キャッシュカードの発行と個人インターネットバンキング「荘銀ダイレクト」(以下、「荘銀ダイレクト」といいます。)のご利用口座への登録を必須とします。

3. 入出金明細の照会

通帳レス口座の入出金明細は、荘銀ダイレクトまたは荘内銀行アプリにてお客さまご自身が照会することとし、定期的なお取引明細は発行しません。

4. 有通帳口座から通帳レス口座への切替え

- (1) お客さまは、有通帳口座を通帳レス口座に切替えることができます。ただし、通帳レス口座に切替える預金口座についてキャッシュカードを発行していない場合や荘銀ダイレクトのご利用口座に登録されていない場合はお申し込みいただくことができません。
(キャッシュカードの発行や荘銀ダイレクトのご利用口座への登録を通帳レス口座への切替えと同時に手続きされた場合を除きます)。
- (2) 有通帳口座を通帳レス口座へ切替えた場合、有通帳口座の通帳は通帳レス口座へ切替えた時点でご使用いただけなくなります。

5. 通帳レス口座から有通帳口座への切替え

- (1) お客さまは、当行所定の手続きにより通帳レス口座を有通帳口座に切替えることができます。この場合、当行所定の通帳発行手数料をいただきます。
- (2) 当行は、通帳発行手数料を関連規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書の提出なしで当行所定の方法により通帳レス口座から切替えられた有通帳口座から引落しすることができるものとします。

6. 預金の預入れ、払戻し、解約等

- (1) 窓口にて預金の預入れ、払戻し、解約をする場合には、通帳の提出に代えて、キャッシュカード、お届け印を提出してください。なお、届出印鑑の登録のない(印鑑レス)お客さまの手続きにあたっては、届出印の代替として当行所定の本人確認書類の提示をいただくものとします。
- (2) 前(1)のほか、有通帳口座において通帳の提出が必要な取引を行う場合は、通帳の提出に代えて、キャッシュカードを提出してください。なお、手続きにあたっては、本人確認書類の提示など当行所定の手続きを求めることがあります。

7. 通帳レス口座に係る荘銀ダイレクトの解約・ご利用口座の削除

- (1) 通帳レス口座がご利用口座として登録されている荘銀ダイレクトを解約、または通帳レス口座をご利用口座から削除(以下、総称して「荘銀ダイレクトの解約等」といいます。)した場合は、荘銀ダイレクトで当該預金口座の入出金明細を確認することができなくなりますので、通帳レス口座を有通帳口座へ切り替えたうえで荘銀ダイレクトの解約等を申し込みしてください。
- (2) 荘銀ダイレクトの解約等により確認できなくなった通帳レス口座の入出金明細は、窓口における当行所定の手続きにより確認することができます。この場合は、当行所定の手数料をいただきます。

- (3) 通帳レス口座であっても荘銀ダイレクト利用規定に定める当行からの解約・取引停止事由に該当する場合は、当行はお客さまに通知することなく荘銀ダイレクトを解約・取引停止します。これにより確認できなくなった通帳レス口座の入出金明細は、窓口にて当行所定の手続きにより確認してください。この場合は、当行所定の手数料をいただきます。

8.総合口座取引の取扱い

通帳レス口座は、当行所定の手続きにより、総合口座の普通預金口座として取り扱うことができます。この場合には、総合口座取引規定 1.(1) に定める定期預金等は別冊通帳にて取り扱います。

9.特約の変更

この特約は、金利情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、内容を変更または改廃できるものとします。この場合は、当行は変更後の特約をホームページへ掲載すること等、当行所定の方法により告知し、その際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020年3月24日現在)